

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第3号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。